

～入浴着を着用しての入浴は衛生管理上問題はありません～

公衆浴場や旅館・ホテル内の共同入浴施設の利用に当たり、乳がんの手術などの跡が人目に触れないよう、専用に開発・製造された「入浴着」の着用を希望する方が、今後増加することも見込まれますので、多くの方々に気兼ねなく入浴していただけるよう、ご配慮をお願いします。



「入浴着」とは

手術などの傷跡をカバーするため専用に開発・製造された入浴用の肌着です。



衛生管理面では

専用の入浴着を入浴直前に着用し、浴槽に入る前には付着した石鹸分をよく洗い流すなど、清潔な状態で使用される場合は、衛生管理上の問題はありません。



【参考】関係法令の規定

○公衆浴場法

第5条 入浴者は公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

○公衆浴場法施行条例

第8条 営業者は、次の各号を措置しなければならない。(抜粋)

七 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。

○旅館業法

第4条 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。(抜粋)

【お問い合わせ先】

各保健所

又は

北海道保健福祉部保健医療局健康安全室生活衛生グループ

(電話：011-204-5260)

入浴施設を利用される皆様へ

入浴施設の利用に当たり、乳がんの手術などの跡が人目に触れないよう、
専用開発・製造された「入浴着」の着用を希望される方がおります。

専用入浴着は、着用したまま浴槽に入っても衛生管理上問題はありません。

北海道では、入浴着の着用を希望する方々に気兼ねなく入浴していただけるよう、
道内の公衆浴場や旅館・ホテルに対し、配慮をお願いしております。

入浴施設を利用される皆様のご理解をお願いします。



「入浴着」とは

手術などの傷跡をカバーするため専用開発・製造された入浴用の肌着です。



衛生管理面では

専用入浴着を入浴直前に着用し、浴槽に入る前には付着した石鹸分をよく洗い流すなど、清潔な状態で使用される場合は、衛生管理上の問題はありません。

【お問い合わせ先】

各保健所

又は

北海道保健福祉部保健医療局健康安全室生活衛生グループ

(電話：011-204-5260)